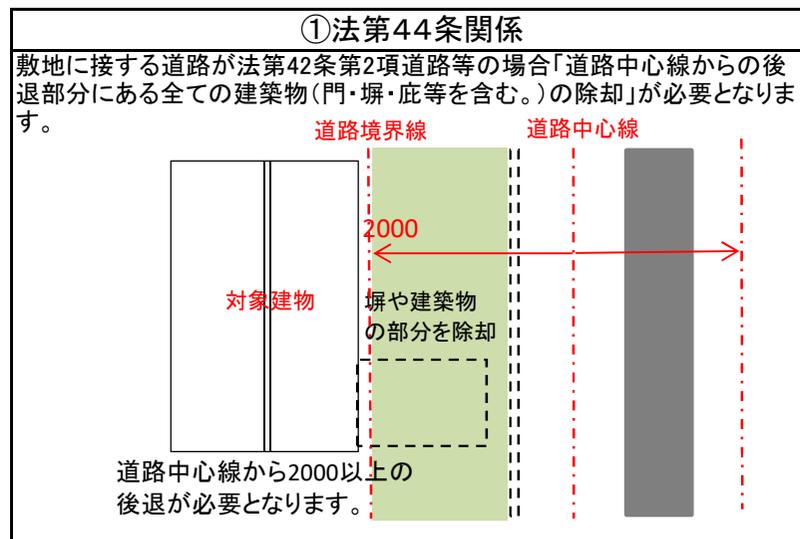


## 木造耐震化促進事業対象建築物の建築基準法（以下「法」）関係の扱いについて

次の①から⑥すべての要件を満たすことが必要です。



建築物が突出している可能性があり、道路中心線が明らかでない場合、当該事業の手続きに加え、区へ道路中心線の調査依頼（調査期間約1カ月程度）が必要となります。

- ②法第43条（敷地と道路との関係）について、違反の無いものとする。
- ③法第61条（防火地域内の建築物）の規定について、違反の無いものとする。
- ④共同住宅・長屋の場合、避難上著しい違反のあるものは是正に努めること。
- ⑤今回の工事で新たに法の違反が発生しないもの
- ⑥その他（敷地の越境、北区のロフトの基準等）著しい違反の無いものとする。

※耐震工事とあわせてこれらの違反を解消した場合も、要件を満たしたことになります。なお、これらの要件にあわせても適法となるわけではありません。所有者は常に適法となるよう努めて下さい。

東京都北区役所 第一庁舎 4番窓口  
まちづくり部建築課構造・耐震化促進係

**TEL: 03(3908)1240**